

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年3月31日
【発行者の名称】	株式会社ハンズ (Hands Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長島 宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目15番8号
【電話番号】	03-5778-9188
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中島 衛
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ハンズ <a href="http://www.kkhands.co.jp/">http://www.kkhands.co.jp/</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を

負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 (中間)	第30期	第31期
会計期間	自 2021年7月1日 至 2021年12月31日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日	自 2020年7月1日 至 2021年6月30日
売上高 (千円)	1,234,627	2,760,154	2,540,751
経常利益 (千円)	36,373	334,428	207,191
当期(中間)純利益 (千円)	23,780	223,068	140,605
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	400,000	200	200
純資産額 (千円)	1,091,916	947,529	1,088,135
総資産額 (千円)	1,441,603	1,367,939	1,436,260
1株当たり純資産額 (円)	2,729.79	2,368.82	2,720.34
1株当たり配当額 (うち1株当たりの中間配当額) (円)	50.00 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	59.45	557.67	351.51
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	75.7	69.3	75.8
自己資本利益率 (%)	2.2	26.7	13.8
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	0.8	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,594	303,945	116,690
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,440	△175,848	△24,491
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20,000	—	—
現金及び現金同等物の期末(中間期 末)残高 (千円)	620,494	549,140	641,340
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	60 (404)	51 (463)	64 (443)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、登録スタッフ）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
7. 第31期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を、第32期（中間）の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の中間監査を受けておりますが、第30期の財務諸表については、有限責任大有監査法人による監査を受けておりません。
8. 2021年9月30日付けで普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を第32期中間会計期間の期首から適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60(404)	34.58	5.22	5,593

セグメントの名称	従業員数(名)
建築事業	26(271)
工事事業	11(26)
リペア事業	7(103)
全社（共通）	16(4)
合計	60(404)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、登録スタッフ）は、平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、緊急事態宣言が繰り返されるなか、ワクチン接種が進み新型コロナウイルス感染者数も減少し、社会経済活動の制限が緩和され景気回復の兆しが見えてきました。しかしながら新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の急速な拡大に伴い、まん延防止等重点措置を適用する都道府県が増加し、景気の先行きは依然として厳しい状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移する一方、民間の住宅投資は一部持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の遅れが発生するなど厳しい状況が続いております。また建設資材の高騰により、今後の建築市場への悪影響が懸念される状況となっております。

こうした状況のなか、当社は、テレワークの実施など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、現場においては安全確保を最優先とし、お客様のニーズに幅広く対応するとともに、スタッフの増員と技術向上に取り組むことで受注の獲得に努めました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、大型現場の稼働開始の遅延やスタッフの採用活動も思うようにできず人手不足が発生するなど厳しい状況が続きました。10月に緊急事態宣言が解除され、夜間現場の受注獲得や大型現場の補修依頼があり、またスタッフ採用ではWEBでの面接を開始するなど施策を行い、スタッフを増員することで業績の回復に努めてまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,234,627千円、営業利益は30,654千円、経常利益は36,373千円、中間純利益は23,780千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

<セグメント別の業績の概要>

#### ① 建築事業

建築事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた大型現場の稼働開始が遅れたことにより売上が減少し、また大阪出張所の本格稼働に向けての初期費用や営業活動費が嵩み収益を圧迫しました。これらの結果、売上高は764,770千円、セグメント利益は86,867千円となりました。

#### ② 工事業

工事業では、脱炭素社会に向けた動きが加速しており、太陽光発電設置工事の受注が増加しましたが、鉄道関係工事(ホームドア設置工事等)の受注については、新型コロナウイルス感染症の影響で着工が遅れる工事もあり減少となりました。これらの結果、売上高は160,746千円、セグメント利益は35,811千円となりました。

#### ③ リペア事業

リペア事業では、新型コロナウイルスの感染症の影響が懸念されましたが、受注獲得済みの大型物件については、現場の稼働が止まることなく順調に推移しました。これらの結果、売上高は309,110千円、セグメント利益は39,765千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間(自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は620,494千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 8,594 千円となりました。主な増加要因は税引前中間純利益 36,362 千円、破産更生債権等の減少額 4,139 千円、前払費用の減少額 10,909 千円、未払金の増加額 37,275 千円、主な減少要因は、売上債権の増加額 28,546 千円、預り金の減少額 8,301 千円、未払消費税等の減少額 34,050 千円、法人税等の支払額 15,386 千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 9,440 千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出 7,202 千円、有形固定資産の取得による支出 1,954 千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 20,000 千円となりました。これは、配当金の支払額 20,000 千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、建築現場において材料・資材の搬入、各種工事の施工、内装材や家具・建具のキズ補修といったサービスを提供しておりますが、受注確定から売上計上までの期間が短期であるため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
建設事業	764,770	—
工事業	160,746	—
リペア事業	309,110	—
合計	1,234,627	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間 自 2021年7月1日 至 2021年12月31日	
	金額(千円)	割合(%)
(株)長谷工ナヴィエ	173,816	14.1%
鹿島建設(株)	124,290	10.1%

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを

計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態なくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
  - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者

- の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
- （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
  - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
  - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
  - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
  - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
  - f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得  
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- ⑱ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当発行情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

#### (資産の部)

総資産は1,441,603千円（前期末比5,343千円増）となりました。流動資産は、1,348,721千円（同5,334千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の減少13,642千円、売掛金の増加28,546千円、前払費用の減少10,920千円等によるものです。固定資産は、92,882千円（同8千円増）となりました。これは主に、破産更生債権の減少4,139千円及び貸倒引当金の減少3,297千円によるものです。

#### (負債の部)

総負債は349,687千円（同1,562千円増）となりました。流動負債は、304,750千円（同5,478千円減）となりました。これは主に、買掛金の増加5,562千円、未払金の増加37,275千円、前受金の減少1,696千円、預り金の減少8,301千円、未払消費税等の減少34,050千円及び未払法人税等の減少2,805千円によるものです。固定負債は、44,936千円（前期末比7,041千円増）となりました。これは主に、役員退職慰労引当金の増加4,320千円及び退職給付引当金の増加2,711千円によるものです。

#### (純資産の部)

純資産につきましては1,091,916千円（同3,780千円増）となりました。これは主に、繰越利益剰余金の増加2,280千円によるものです。

### (3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績については、「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### (4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間における経営成績に重要な影響を与える要因については、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### (5) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2021年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2022年3月31日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	—	—

(注) 2021年9月14日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は399,800株増加し、400,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,599,200株増加し、1,600,000株となっております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年9月14日(注1)	399,800	400,000	—	10,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1:2,000)によるものであります。

#### (6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エヌズ	東京都世田谷区代沢1丁目36番27号	212,000	53.00
長島宏	東京都世田谷区	186,000	46.50
長島莉都子	東京都世田谷区	2,000	0.50
計	—	400,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

(注) 2021年9月14日開催の取締役会決議により、2021年9月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

当社株式は、2022年2月17日付けで東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任大和監査法人の中間監査を受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	924,388	910,746
売掛金	404,489	433,035
原材料及び貯蔵品	3,100	3,186
前払費用	18,507	7,587
その他	1,367	2,407
貸倒引当金	△8,467	△8,242
流動資産合計	1,343,386	1,348,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,234	7,234
減価償却累計額	△4,659	△4,854
建物(純額)	2,574	2,380
機械及び装置	314	314
減価償却累計額	△314	△314
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	11,450	11,848
減価償却累計額	△9,659	△10,002
車両運搬具(純額)	1,790	1,846
工具器具備品	4,777	5,761
減価償却累計額	△4,015	△4,233
工具器具備品(純額)	761	1,527
有形固定資産合計	5,126	5,754
無形固定資産		
ソフトウェア	1,089	975
無形固定資産合計	1,089	975
投資その他の資産		
差入保証金	19,237	19,174
破産更生債権等	4,206	66
保険積立金	45,623	45,969
繰延税金資産	20,271	20,271
その他	655	710
貸倒引当金	△3,337	△39
投資その他の資産合計	86,657	86,152
固定資産合計	92,873	92,882
資産合計	1,436,260	1,441,603

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,766	11,328
未払金	159,825	197,100
未払費用	1,807	3,167
前受金	2,185	489
預り金	25,534	17,233
未払消費税等	64,416	30,366
未払法人税等	15,386	12,581
賞与引当金	31,492	30,601
その他	3,814	1,882
流動負債合計	310,229	304,750
固定負債		
退職給付引当金	15,195	17,907
役員退職慰労引当金	16,004	20,325
資産除去債務	6,695	6,704
固定負債合計	37,895	44,936
負債合計	348,124	349,687
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	1,000	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,077,135	1,079,416
利益剰余金合計	1,078,135	1,081,916
株主資本合計	1,088,135	1,091,916
純資産合計	1,088,135	1,091,916
負債純資産合計	1,436,260	1,441,603

## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,234,627
売上原価	932,499
売上総利益	302,127
販売費及び一般管理費	271,473
営業利益	30,654
営業外収益	
受取利息	6
保険収入	619
受取家賃	1,297
助成金収入	1,721
預り金取崩益	1,408
雑収入	668
営業外収益合計	5,721
営業外費用	
その他	3
営業外費用合計	3
経常利益	36,373
特別損失	
固定資産除却損	10
特別損失合計	10
税引前中間純利益	36,362
法人税、住民税及び事業税	12,581
法人税等合計	12,581
中間純利益	23,780

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余 金	利益剰余金合 計		
当期首残高	10,000	1,000	1,077,135	1,078,135	1,088,135	1,088,135
当中間期変動額						
利益準備金の積立		1,500	△1,500	0	0	0
剰余金の配当			△20,000	△20,000	△20,000	△20,000
中間純利益			23,780	23,780	23,780	23,780
当中間期変動額合計	—	1,500	2,280	3,780	3,780	3,780
当中間期末残高	10,000	2,500	1,079,416	1,081,916	1,091,916	1,091,916

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	36,362
減価償却費	1,440
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,522
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△891
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,320
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,711
受取利息及び受取配当金	△6
保険収入	△619
助成金収入	△1,721
固定資産除却損	10
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,546
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	4,139
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△86
未収入金の増減額 (△は増加)	△45
前払費用の増減額 (△は増加)	10,909
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,562
未払金の増減額 (△は減少)	37,275
未払費用の増減額 (△は減少)	1,360
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△34,050
未払事業所税の増減額 (△は減少)	△1,932
前受金の増減額 (△は減少)	△1,696
預り金の増減額 (△は減少)	△8,301
資産除去債務の増減 (△は減少)	9
その他資産の増減額 (△は減少)	△52
小計	22,630
利息及び配当金の受取額	6
保険金の受入れによる収入	619
助成金の受取額	724
法人税等の支払額	△15,386
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,594
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,954
定期預金の預入による支出	△7,202
保険積立金の積立による支出	△345
その他投資活動による収入	62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,440
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,845
現金及び現金同等物の期首残高	641,340
現金及び現金同等物の中間期末残高	620,494

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法)を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法)を採用しております。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社所有のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備える為、支給見込み額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

#### (3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備える為、社員退職金規程に基づく当中間会計期末要支給額を計上しています。

#### (4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備える為、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間期末要支給額を計上しています。

### 4. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」を適用しております。ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### 6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

建材販売取引における収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当事業年度より、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引のため、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 顧客に支払われる対価に係る収益認識

資材搬入時に発生した資材の破損および内装の傷に関する弁償代については、顧客に対して支払われた際の損害賠償額を売上原価として計上していましたが、当事業年度より、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間の売上高が 15,164 千円、売上原価が 15,164 千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第 89-3 項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和 2 年 3 月 6 日内閣府令第 9 号)附則第 3 条第 2 項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により内外の経済動向は極めて不透明な状況であり、経営環境としては決して楽観できない状況にありますが、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症が当社の経営成績等に与える影響は限定的であるとの仮定のもとに、会計上の見積もりを行っております。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
役員賞与	5,680 千円
役員報酬	34,080
役員退職慰労引当金繰入	4,321
給与手当	94,592
賞与	18,530
賞与引当金繰入	23,223
退職給付費用	2,793
法定福利費	21,039
支払報酬	17,902
地代家賃	17,038
保険料	9,036
貸倒引当金繰入	△3,409

販売費及び一般管理費のおおよその割合は、販売費51.5%、一般管理費48.5%であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200	399,800	—	400,000
合計	200	399,800	—	400,000

(変更事由の概要)

2021年9月30日付で普通株式1株を2,000株に分割したことによるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	20,000	50	2021年6月30日	2021年9月30日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	910,746 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△290,251
現金及び現金同等物	620,494

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入により資金調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位で支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	14,237	14,147	△90
(2) 破産更生債権等	4,206	4,206	—
貸倒引当金（※1）	△3,337	△3,337	—
	869	869	—
資産計	15,107	15,016	△90

（※1）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2021年12月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	14,174	14,055	△119
(2) 破産更生債権等	66	66	—
貸倒引当金（※1）	△39	△39	—
	26	26	—
資産計	14,201	14,082	△119

（※1）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）差入保証金

差入保証金の時価については、返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、「中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

（2）破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2021年6月30日)	当中間会計期間 (2021年12月31日)
差入保証金（供託金）（※1）	5,000	5,000
出資金（※2）	20	20

（※1）回収期間を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であるため、上記表には含めておりません。

（※2）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	188	1,693	600	11,756
合計	188	1,693	600	11,756

(※1) 破産更生債権等については、償還予定時期を見込むことが困難であるため、上記表には含めておりません。

当中間会計期間 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	704	1,114	600	11,756
合計	704	1,114	600	11,756

(※1) 破産更生債権等については、償還予定時期を見込むことが困難であるため、上記表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2021年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	14,055	—	14,055
破産更生債権等	—	26	—	26
資産計	—	14,082	—	14,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

返済時の見積りを行い、見積期間に対する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算出しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額をもって時価としております。これらの取引は、レベル2の時価に分類しております。

### (税効果会計関係)

中間会計期間に係る税金費用の計算については簡便法により計算しているため、開示すべき該当事項はございません。

### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### (1) 当該資産除去債務の概要

本社をはじめとした事務所等の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、各オフィスの使用見込期間を5年から30年、割引率は $\Delta 0.105\%$ から $0.38\%$ を採用しております。

#### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	5,647	6,695
有形固定資産の取得による増加額	1,028	0
時の経過による調整額	18	9
期末残高	6,695	6,704

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

	建築事業 (千円)	工事事業 (千円)	リペア事業 (千円)	計 (千円)
役務提供 (労務)	763,120	160,746	309,110	1,232,977
建設資材販売	938	—	—	938
その他収益	711	—	—	711
外部顧客への売上高	764,770	160,746	309,110	1,234,627

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

各事業における役務 (労務) の提供サービス及び建設資材の販売は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	287,980
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	291,379
契約資産（期首残高）	120,714
契約資産（期末残高）	141,722
契約負債（期首残高）	2,185
契約負債（期末残高）	489

契約資産は、発注者との工事請負契約について中間会計期間末時点で一定期間にわたる収益を認識したものの、未請求のものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。当該工事請負に関する対価は、工事請負契約書の支払条件に従い、約定の請求時期に請求し、支払期日に受領しております。

契約負債は、主に、一定期間、又は一時点に収益を認識する顧客との工事請負契約等について、顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、履行義務を充足し、財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時に収益に振り替えております。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,696千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属するサービスの種類

1. 報告セグメントごとのサービス内容

「建築事業」は、主に建築現場での資材搬入・搬出を行っております。

「工事業」は、主にソーラーパネル設置、鉄骨建方、ホームドア設置等、各種施工を行っております。

「リペア事業」は、主に戸建住宅や集合住宅の内装傷補修を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	建築事業	工事事業	リペア事業			
売上高						
外部顧客への売上高	764,770	160,746	309,110	1,234,627	—	1,234,627
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	764,770	160,746	309,110	1,234,627	—	1,234,627
セグメント利益	86,867	35,811	39,765	162,444	△131,789	30,654
その他の項目						
減価償却費	141	700	8	850	590	1,440

(注) 1. 調整額は、次のとおりです。

(1)セグメント利益の調整額△131,789千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)減価償却費の調整額 590 千円は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 資産・負債は、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2021年7月1日 至 2021年12月31日）

1. サービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
(株) 長谷エナヴィエ	173,816	建築事業、リペア事業
鹿島建設(株)	124,290	建築事業、リペア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	2,720.34円	2,729.79円

(注) 1. 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき、2,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり中間純利益金額(円)	59.45
中間純利益金額(千円)	23,780
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	23,780
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 当社は、2021年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はございません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## **第二部 【特別情報】**

### **第1 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社ハンズ  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 越智 多佳子 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハンズの2021年7月1日から2022年6月30日までの第32期事業年度の中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハンズの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年7月1日から2021年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識

別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上